

龍ヶ崎地方塵芥処理組合からのお知らせ

財政状況のお知らせ

地方自治法第243条の3第1項及び「龍ヶ崎地方塵芥処理組合財政事情書の作成及び公表に関する条例」の規定により、財政事情を下記のとおり公表いたします。

平成28年度一般会計決算の状況 (単位：千円、%)

歳入			歳出		
項目	決算額	割合	項目	決算額	割合
分担金及び負担金	2,080,623	65.4	議会費	1,777	0.0
使用料及び手数料	159,348	5.0	総務費	266,862	8.7
国庫支出金	562,222	17.6	衛生費	2,806,938	91.2
財産収入	112	0.0	公債費	3,968	0.1
繰入金	0	0.0	予備費	0	0.0
繰越金	132,837	4.2			
諸収入	53,174	1.7			
組合債	193,300	6.1			
歳入合計	3,181,616	100.0	歳出合計	3,079,545	100.0

平成29年度上半期(4月～9月)の収入および支出の概要 (単位：千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金及び負担金	889,646	306,207	議会費	2,215	929
使用料及び手数料	153,933	83,306	総務費	163,733	77,854
国庫支出金	0	0	衛生費	926,841	224,365
財産収入	136	49	公債費	14,699	7,348
繰入金	1	0	予備費	3,000	0
繰越金	25,000	102,072			
諸収入	41,772	31,002			
組合債	0	0			
歳入合計	1,110,488	522,636	歳出合計	1,110,488	310,496
収入率		47.1%	支出率		28.0%

戦没者などのご遺族の皆さまへ

第10回特別弔慰金の請求期限が近づいています！

平成30年4月2日(月)までに、ご請求ください。

※請求期限を過ぎると、第10回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

特別弔慰金の趣旨

戦後70周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。第10回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔意の意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

請求窓口・問い合わせ先 役場福祉課 高齢介護係
☎68-2211 (内線341)

平成30年度競争入札参加資格審査申請の追加受け付けのお知らせ

5月1日から平成31年4月30日までに、龍ヶ崎地方塵芥処理組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入および役務提供その他に係る競争入札参加資格審査申請の受け付けが始まります。

この審査を経て有資格者と決定された方以外は、原則として龍ヶ崎地方塵芥処理組合の入札や見積には参加できませんので、希望者は必ず資格申請を受けてください。

受付期間 2月1日(木)～2月28日(水)
(土・日曜日・祝日を除きます。)

受付時間 午前9時～午後4時30分
(正午から午後1時を除く。)

受付場所 龍ヶ崎地方塵芥処理組合総務課 庶務係
申請書類 全国統一様式(国土交通省統一様式可)
詳細については、組合窓口または組合ホームページで1月4日(木)から配布の「競争入札参加資格審査申請の手引き」をご覧ください。

組合所有財産の状況

土地=131,347㎡/建物=19,679.8㎡
車両=10台/基金積立金=389,064千円

問い合わせ先 龍ヶ崎地方塵芥処理組合
総務課 庶務係

申し込み先 ☎0297-60-1777
HP <http://business2.plala.or.jp/ryujin/>

支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記の1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者などの死亡当時まで引き続き、1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

龍ヶ崎地方衛生組合からのお知らせ

財政状況のお知らせ (平成29年9月30日現在)

地方自治法第243条の3第1項及び龍ヶ崎地方衛生組合財政事情書の作成及び公表に関する条例の定めにより、本組合の財政事情を下記のとおり公表致します。

～平成29年度上半期(4月～9月)の財政事情書～

平成29年度一般会計の執行状況 (単位：千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金及び負担金	456,403	228,201	議会費	4,063	34
使用料及び手数料	24,125	10,066	総務費	155,838	76,179
財産収入	311	22	衛生費	251,913	65,276
繰入金	36,765	0	公債費	118,903	46,454
繰越金	15,000	53,417	予備費	2,000	0
諸収入	113	53			
合計	532,717	291,759	合計	532,717	187,943
収入率		54.8%	支出率		35.3%

平成28年度一般会計決算の状況 (単位：千円、%)

歳入			歳出		
項目	決算額	割合	項目	決算額	割合
分担金及び負担金	470,593	86.72	議会費	3,629	0.74
使用料及び手数料	24,807	4.57	総務費	184,371	37.69
財産収入	270	0.05	衛生費	182,348	37.27
繰入金	0	0.00	公債費	118,902	24.30
繰越金	44,062	8.12	予備費	0	0.00
諸収入	2,935	0.54			
合計	542,667	100	合計	489,250	100

心身に障がいをお持ちの方へ

～自動車税減免申請の出張窓口開設～

県では、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自動車で、障害等級が一定の要件を満たし、障がい者の方で本人もしくは障がい者の方と生計を一にする方が所有する自動車について、申請により自動車税および自動車取得税を減免する制度を設けています。

減免申請は管轄の県税事務所において年間を通じて受け付けしておりますが、次の日程で減免申請の受付窓口を設置しますので、ご利用ください。

●必要な書類

- ・障害者手帳(原本)
- ・納税義務者の印鑑(認印可)
- ・運転者の運転免許証(コピー可・免許証両面)
- ・自動車の車検証または納税通知書
- ・生計を一にすることを示す書類(住民票など)
※減免の要件により手続きに必要な書類が異なりますので、土浦県税事務所まで必ずお問い合わせください。

●受付日時

2月2日(金)
午前10時～午後4時(正午～午後1時の時間を除く)

●受付場所

役場 福祉課相談室
※新車、中古車新規登録に係る減免や自動車取得税の減免については、登録日から30日以内に管轄の水戸または土浦県税事務所自動車税分室でお願いします。

問い合わせ先 土浦県税事務所 収税第一課
☎029-822-7205

茨城県総務部税務課ホームページ
<http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

